

2014年1月28日

東京都知事選挙 立候補者様

NPO法人 日本禁煙学会
理事長 作田 学

(連絡先) 日本禁煙学会 <http://www.nosmoke55.jp/>
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 Fax 03-5360-6736

オリンピック・パラリンピック開催に向け 「受動喫煙防止条例」制定についてのアンケート

謹啓、東京都知事選挙への立候補に敬意を表します。私たちは今回の選挙にあたり、以下の通り「受動喫煙防止」の国内外の動きを踏まえ、「公開質問状」を送らせて頂きますので、ご協力をお願い申し上げます。

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、スポーツを通じて健康的なライフスタイルを広める目的で協定を結んでおり、オリンピックをタバコのない環境で開催することに合意しています。これにより、1988年のカルガリ大会以降、2016年のリオデジャネイロも含め、すべてのオリンピック会場が全面禁煙となっているだけでなく、その開催都市には「受動喫煙防止法・条例」が制定されています。

2003年5月に施行された健康増進法第25条には、受動喫煙防止について定められていますが、同規定は罰則のない「努力義務」にとどまっています。このため、公共施設などにおいては、全面禁煙・敷地内禁煙が広がっているものの、民間施設では受動喫煙を強いられる場合も多いという実態があります。

たばこ規制枠組み条約（FCTC）のガイドラインでは、国内法の整備が求められており、受動喫煙防止対策としては、罰則付きの法律（条例）で対応することが求められています。

海外では受動喫煙対策が進んでおり、世界中から訪れる方々に「タバコの煙がない快適な空間でのおもてなし」を提供することも重要な課題かと思われまます。

以上の現状を踏まえ、以下の質問へのご回答を、

1月31日（金）までにご回答いただければ幸いです。（ご回答はファクスまたはメールで）

質問状はファクスで送らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

回答結果は、マスコミ、及び本会会員に知らせる他、本会のHPで紹介させていただきます。

末筆ながら、選挙でのご健闘を祈念申し上げ、当選後におかれましては、この問題を含め、みんなが住みやすい東京都及び首都圏のためにご尽力下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

「受動喫煙防止条例」の制定等に関する 公開質問

ご芳名：_____

2014年1月__日

以下の質問のご回答に○を付け、またご記入をお願いいたします。

(ご回答は、Fax 03-5360-6736 または メール desk@nosmoke55.jp まで)

★問1 東京にもオリンピック開催都市として「受動喫煙防止法（条例）」を制定することについて、いかがお考えでしょうか？

1. 早急に取り組みを開始し任期中の成立をめざす
2. 2020年までの成立を目指す
3. 現状でよい
4. その他（自由回答）

★問2 東京都本庁舎の建物内は「不完全分煙」で、廊下など他の道府県に比べてタバコの臭いが充満しています。庁舎内を完全禁煙とすることについて、どうお考えでしょうか？

1. 賛成する
2. 検討する
3. 現状でよい
4. その他（自由回答）

★問3 健康増進法では、受動喫煙防止について努力義務を定めていますが、貴選挙事務所内は、どのような対策を講じておられますか？

1. 室内は全面禁煙
2. 分煙（喫煙室・喫煙コーナーの設置）
3. 喫煙規制なし

※上記1～3の設問に関しまして、「参考資料1，2，3」を参照ください。

★問4 あなたは、たばこを吸われますか？

1. はい（1日__本）
2. いいえ
3. その他（自由回答）

以上に関連して、コメントやご意見などございましたら……。

参考1：【健康増進法（2003年5月1日施行）】

第5章 第2節 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

参考2：【たばこ規制枠組条約＝FCTC（2005年2月27日発効）】 （FCTC＝Framework Convention on Tobacco Control）

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護

1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

2 締約国は、屋内の職場、公共輸送機関、屋内の公共の場所及び他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

参考3：【タバコの煙のないオリンピックを】～WHOとIOCの合意～

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、すべての人々にスポーツを奨励し、タバコのないオリンピックを実現し、健康的なライフスタイルを奨励することを共同で行う合意に達した。合意内容の覚書では、WHOとIOCは、国際レベルでも国内レベルでも、心臓病、がん、糖尿病などの生活習慣病のリスクを減らすための活動と政策を推進するために協力することとなった。

WHO マーガレット・チャン事務総長は「IOCとの合意は、全世界の最大の死亡原因となっている疾患を減らす活動を強化するものである。21世紀における世界の持続的な発展を達成するためには、これらの疾患を減らす対策が不可欠である」と語っている。

生活習慣病は、世界で毎年3500万人の命を奪っており、内900万人は60才以下である。

「健康的なライフスタイルと草の根のスポーツ運動を広げることは、IOCとWHOの共通の目標であり、この2機関が行っている様々な先導活動の間に相乗効果を生むことになろう」「すべての年代の生活習慣病を減らす活動をすべての人々が協力して実行できるようにすることがこの合意の本旨だ」とジャック・ロゲIOC会長はのべた。

60歳以前の死亡の約90%は発展途上国で発生しており、タバコ使用、健康的でない食習慣、運動不足をなくすることで予防できる。生活習慣病による死亡は、世界中のすべての地域で増えつつある。もし適切な対策が講じられなければ、2015年には4120万人が死亡すると推定されている。

【2010年7月21日 スイス・ローザンヌにおいてWHOとIOCの合意／訳：松崎道幸】